

大分大学大学院福祉健康科学研究科附属医療介護教育研究センター細則

令和2年10月30日制定
令和2年福祉健康科学研究科細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院福祉健康科学研究科規程（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第1号）第5条第3項の規定により、地域に根ざし、医療と介護を一体的に提供するための実践的研究、地域における総合的なチーム医療介護及び他職種による地域ヘルスケアネットワークシステムなどについての研究活動並びに医療福祉サービスの生産性の向上のための研究を目的として設置する、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属医療介護教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療介護に関する調査・研究
- (2) 総合的及び多角的な医療介護に対する支援の実践
- (3) 専門職及び地域住民に対する研修・啓発活動
- (4) 高度な専門性を持った人材の養成
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) 大学院福祉健康科学研究科（以下「研究科」という。）担当の教員のうち、研究科長が指名する者
- (4) その他研究科長が必要と認める者

(センター長)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、研究科の教授のうちから、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター次長)

第5条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときはその職務を代行する。

- 2 センター次長は、本学の教員のうちから、センター長が指名する。
- 3 センター次長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の補欠のセンター次長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名されるセンター長及びセンター次長の任期は、第4条第3項及び第5条第3項の規定にかかわらず令和4年3月31日までとする。